

小金井市除染実施ガイドライン

1 目的

原発事故以来、環境中の放射線に対する不安が高まっている。そのため、本市において局所的に高い空間放射線量が測定された場合の対応について基本的な事項を定め、市施設における利用者等の安全・安心を図ることを目的とする。

2 目標とする線量

国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告を受け、原子力安全委員会が定めた「環境放射線モニタリング指針」に基づき、年間の追加被曝量を1 mSv以下にすることを目指し、下記にあげる式により、**0.23 μ Sv/h**以下を目標とする数値とする。

追加被曝線量=(空間放射線量-自然放射線量) \times (16/24 \times 0.4+8/24 \times 1) \times 24時間 \times 365日

※自然放射線量は、全国の平均的な値の0.04 μ Sv/hを採用。

※1日の生活パターンを屋外に8時間、木造家屋内に16時間いると仮定した場合。

※木造家屋内での空間放射線量は、屋外の40%に低減するものとする。

3 対象施設

本ガイドラインが対象とする施設は、市施設とする。

4 汚染状況の確認

(1) 測定器及び測定方法

東京都の所有するシンチレーションサーベイメータにより測定(地表5cm)する。

※測定場所は、対象施設の使用状況や住民要望を考慮して選定する。

(2) 目標とする空間放射線量を超えた場合の対応

空間放射線量が0.23 μ Sv/hを超えた場合、環境政策課に連絡し、除染方法等を協議のうえ、速やかに除染を実施する。

5 除染作業の実施方法

(1) 作業における注意事項

- ① なるべく作業を効率化し、長時間の作業とならないようにする。
- ② 防塵マスク、ゴム手袋・長靴、長袖などを着用する。
- ③ 作業後に手足、顔などの露出部分を良く洗い、うがいをする。

④ 作業後、屋内に入る際、靴の泥をなるべく落とすとともに、服を着替えるなど、泥、ちり、ほこりなどを持ち込まないようにする。

(2) 除染作業の具体例

① 側溝や集水枡等では、泥などを除去した後、洗い流す。

② 落ち葉や腐葉土については、回収を行う。

③ 樹木等については、枝葉の剪定の実施、根元近くの表土削除等を行う。

(3) 汚染物質の管理・保管

除染により生じた土壌等の汚染物質は、敷地内で管理することを原則とする。保管する際には飛散しないよう、フレコンバッグや土嚢袋（ビニール袋に入れ2重にする。）に入れる。できる限り耐水性や耐久性のあるものを使用する。

処分の方法は、土中に埋めるか、なるべく人の出入りのない倉庫等に保管する。

土中に埋める場合は、ブルーシート等を敷き、埋設物の上に50cm以上の土をかぶせることとする。埋設場所は、記録しておく。

(4) 保管場所の継続的なモニタリングの実施

土中に埋めた場合は地表5cmのところ、倉庫等に保管した場合は保管場所周辺の空間放射線量を測定し、線量が除染に係る基準値以下になっていることを確認する。また、定期的に継続してモニタリングを実施する。

6 除染後の対応

(1) 除染作業後の効果の検証

除染場所の測定を実施する。目標とする $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下となれば、目的を達成したものと判断する。

(2) 空間放射線量が低減しない場合の措置

除染作業後も線量が低減しない場合は、立入を禁止する等の制限を設ける。当面は、継続的な測定を実施し、原因を明確にする。

(3) 除染場所の継続的なモニタリングの実施

地形などの原因により汚染が進行していた場所については、再度汚染される可能性があることから、一定期間、継続的なモニタリングを実施する。